

産業環境委員会陳情説明資料

令和 7 年 7 月 4 日

件名		頁
(1)	5 受理番号 7	
	インボイス制度の導入に際し、足立区シルバー人材センターが 会員への分配金から消費税分を減額しなくて済むように、足立 区として援助を求める陳情・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(2)	5 受理番号 4 6	
	消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正 を求める意見書を政府等に提出することを求めることに関す る陳情・・・・・・・・・・・・・・・・	7

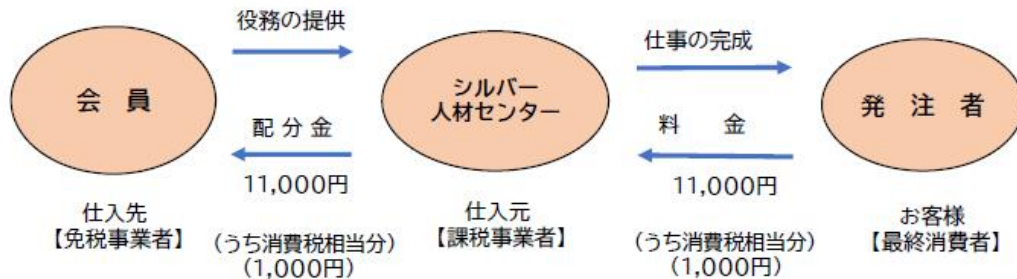
(産業経済部)

件 名	5 受理番号 7 インボイス制度の導入に際し、足立区シルバー人材センターが会員への分配金から消費税分を減額しなくて済むように、足立区として援助を求める陳情										
所管部課名	産業経済部 企業経営支援課、 <u>公益社団法人足立区シルバー人材センター</u>										
陳情の要旨	1 インボイス制度導入に際して、足立区からシルバー人材センターに対して、業務を委託する場合、委託費に消費税分の上乗せをすることを求めます。 2 シルバー人材センターの会員への支払いが消費税分減額されることのないように足立区としてシルバー人材センターへの援助を求めます。										
陳情者等	請願文書表のとおり										
内容及び経過	1 インボイス制度の概要 (1) インボイス（適格請求書、以下インボイス）とは 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるもので、具体的には、現行の「区分記載請求書（軽減税率の対象費目である旨と税率ごとに区分して合計した対価の額（税込）を記載した請求書）」に「登録番号」「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加された書類やデータを指す。 インボイスを発行できるのは、「インボイス発行事業者」に限られる。「インボイス発行事業者」になるためには、登録申請書を税務署に提出し、登録を受ける必要がある。 (2) インボイス制度の内容 消費税の仕入税額控除の方式で、令和5年10月1日以降、課税事業者（課税売上高が1,000万円を超える事業者等）が発行するインボイスに記載された税額を控除することができる（経過措置あり）。 ア 売手側 売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）からインボイスを求められたときは、交付しなければならない。 インボイスの交付には、インボイス発行事業者の登録を受ける必要がある。 イ 買手側 買手は、仕入税額控除の適用を受けるために、原則として取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスを保存する必要がある。 (3) インボイスの発行ができない免税事業者との取り引きに関する経過措置 <table border="1"> <tr> <td>第1期</td><td>令和5年10月1日 ～令和8年9月30日</td><td>仕入税額相当額の80% まで仕入税額控除可</td></tr> <tr> <td>第2期</td><td>令和8年10月1日 ～令和11年9月30日</td><td>仕入税額相当額の50% まで仕入税額控除可</td></tr> <tr> <td>第3期</td><td>令和11年10月1日～</td><td>仕入税額控除不可</td></tr> </table>		第1期	令和5年10月1日 ～令和8年9月30日	仕入税額相当額の80% まで仕入税額控除可	第2期	令和8年10月1日 ～令和11年9月30日	仕入税額相当額の50% まで仕入税額控除可	第3期	令和11年10月1日～	仕入税額控除不可
第1期	令和5年10月1日 ～令和8年9月30日	仕入税額相当額の80% まで仕入税額控除可									
第2期	令和8年10月1日 ～令和11年9月30日	仕入税額相当額の50% まで仕入税額控除可									
第3期	令和11年10月1日～	仕入税額控除不可									

2 足立区シルバー人材センターにおける従来制度とインボイス制度開始後の資金の流れ

(1) インボイス制度開始前のお金の流れ

従来制度では、取引相手が課税事業者か免税事業者かに関わらず、すべての取引引きにおいて仕入税額控除が認められている。



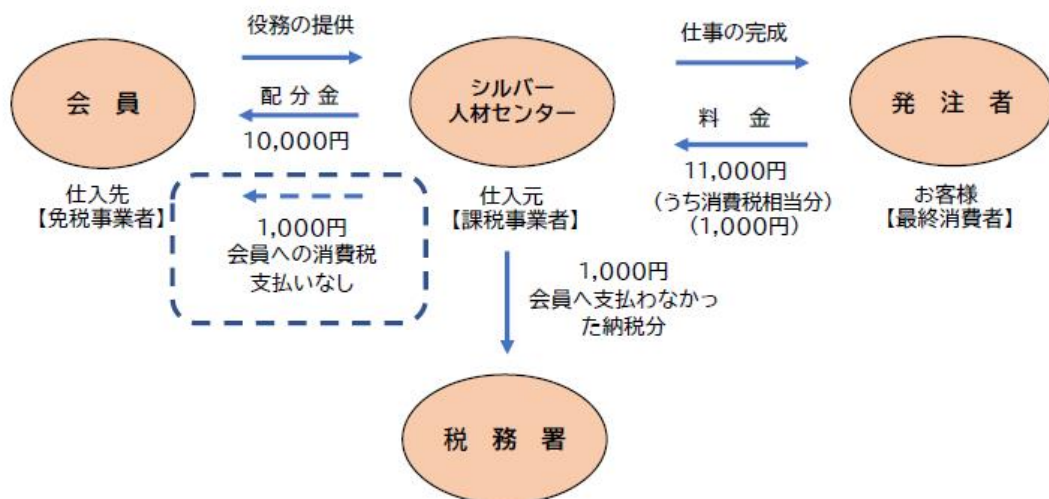
シルバー人材センターの会員は免税事業者であることから、シルバー人材センターから会員に支払う配分金に係る消費税については、納税する必要はない。

(2) インボイス制度開始後のお金の流れ

インボイス制度開始後は、インボイスを介在した取引のみ仕入税額控除が認められている。

免税事業者であるシルバー人材センターの会員は、インボイスを発行することができないため、シルバー人材センターは仕入税額控除が行えず、「従来」例の場合、新たに消費税相当分1,000円を納税する必要が生じる。

シルバー人材センターは、インボイス制度開始前まで会員へ支払っていた消費税を制度開始後は会員に支払うことはせず、以下のとおり税務署に納税している。



3 インボイス制度開始に伴う足立区シルバー人材センターへの影響

(1) 事務局への影響

ア 令和6年度消費税納税額（決算額）は、27,280,900円（令和6年4月1日～令和7年3月31日）となる。

イ 令和6年度決算額で算出した場合の、経過措置終了後の年間納税額は約1億1千万円になる。

【令和6年度決算額で試算した場合のセンターの納付見込み額（年額）】

	税抜き支払 配分金（円）	仕入税額 相当額（円）	仕入控 除割合	仕入税額 控除額（円）	センター 納税額（円）
	①	②（①×10%）	③	④（②×③）	⑤（②-④）
従来制度 ～令和5年 9月30日	1,187,908,933 (1,108,042,088) ※1	118,790,893 (110,804,208)	100%	118,790,893 (110,804,208)	0
第1期 令和5年 10月1日 ～ 令和8年 9月30日	1,187,908,933 (1,306,699,826) ※2	118,790,893 (130,669,982)	80%	95,032,714 (104,535,985)	23,758,179 (26,133,997)
第2期 令和8年 10月1日 ～ 令和11年 9月30日	1,187,908,933 (1,437,369,808) ※2	118,790,893 (143,736,980)	50%	59,395,446 (71,868,490)	59,395,447 (71,868,490)
【経過措 置終了】 第3期 令和11年 10月1日 ～	1,187,908,933 (1,581,106,788) ※2	118,790,893 (158,110,678)	0%	0	118,790,893 (158,110,678)

※1 （ ）内の数字は、令和5年度の決算額

※2 （ ）内の数字は、直近の支払い配分金の増加率を参考に、増加率を10%増と見込んだ場合の支払配分金額（年額）

ウ シルバー人材センターの会員もインボイス発行事業者の登録は可能であることから、免税事業者と混在してしまう恐れがある。

(2) 会員への影響

ア シルバー人材センターの会員の配分金が消費税分だけ減少する。

【制度開始前後の会員1人あたり配分金の試算例】

	税抜き支払配分金 （円/月額）	仕入控除 割合	支払消費税 （円）	支払配分金総額 （円）
	①	②	③（①×②×10%）	④（①+③）
従来制度	37,201 (35,555) ※1	100%	3,720 (3,555)	40,921 (39,110)
第1期	37,201 (40,921) ※2	80%	2,976 (3,273)	40,177 (44,194)
第2期	37,201 (45,013) ※2	50%	1,860 (2,250)	39,061 (47,263)
第3期	37,201 (49,514) ※2	0%	0	37,201 (49,514)

※1 （ ）は、上記（1）の表内の「税抜き支払配分金（円）」を令和5年度年間就業実人員（2,597）と年間の月数（12カ月）で除して算出

※2 （ ）は、上記（1）の表内の「税抜き支払配分金（円）」を令和6年度年間就業実人員（2,661人）と年間の月数（12カ月）で除して算出

(3) 契約関連の法令改正等による影響

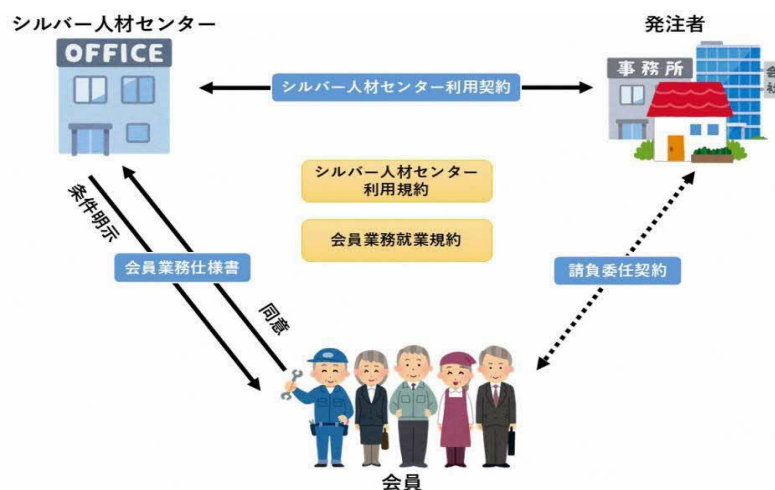
ア 「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下、フリーランス新法）」の制定

令和6年11月1日から、フリーランスとして働く個人事業主や一人会社の方が安定的に働くことができる環境を整備するために、フリーランス新法が施行され、シルバー人材センターの会員もフリーランスに該当することになった。

イ 厚生労働省からの基本方針の明示

「シルバー人材センター会員と発注者が直接業務委託契約を締結」「シルバー人材センターと発注者間でセンター利用契約を締結」という3者間での包括的契約「新しい契約方式」を締結するよう、基本方針が示されている。この「新しい契約方式」への見直しの時期については、発注者や会員に説明して理解を得る必要があることから各センターの判断に任されている。

【概要図】



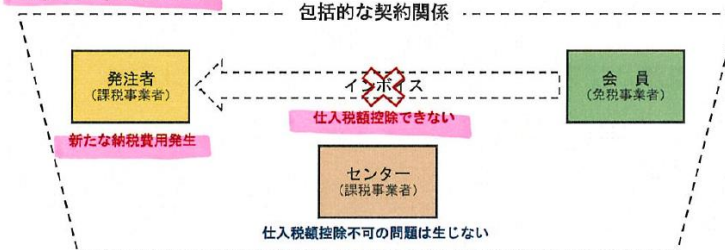
ウ 消費税負担の軽減

現行の契約形態では、消費税の負担はシルバー人材センターが負う形となっているが、「新しい契約方式」を導入することで、シルバー人材センターの会員がインボイス事業者になれば消費税負担は発注者へ転嫁される。

《現行の契約方法》



《新たな契約方法》



4 現在の状況

(1) これまでの足立区の対応

- ア 令和5年度から、最低賃金の上昇にあわせ、あだち広報や生活産業広報紙「トキメキ」にかかる配布業務等の会員配布単価を約1.2倍とした。
- イ 令和5年度から、事務費を5%から6%にアップし、外部講師による技能向上研修や接遇研修等を実施している。研修等を実施したことで、会員のスキルアップやサービスの向上につながり、価格交渉による単価アップや受注件数の増加、受託費の増加につなげている。
- ウ 令和6年度においても、時間単価を最大で260円増額するなど、配分金の単価アップに努めており、インボイスの影響による配分金の減少額を上回る単価アップの増を図っている。

(2) 近隣区のシルバー人材センターの対応状況

(令和7年5月20日現在)

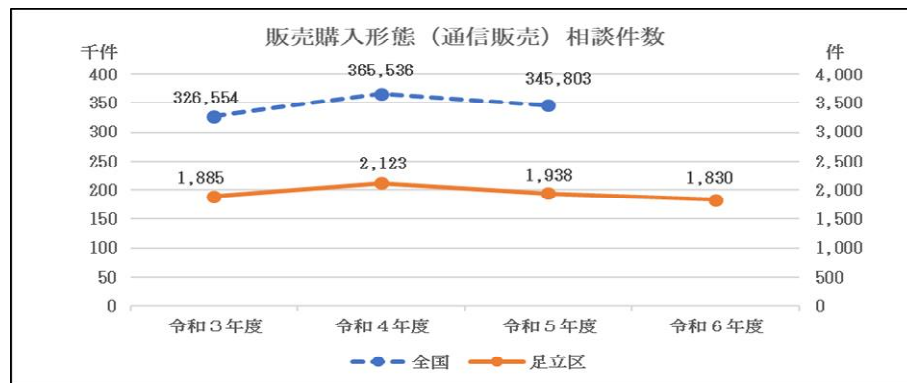
	インボイス導入を受けての対応内容	開始時期
A区	① 事務費を段階的に引き上げ。 令和5年度は1%、令和6年度は2%引き上げ。 ② 令和7年4月から契約方法を「新しい契約方式」に切り替え。消費税負担は、すべて発注者の負担となり、会員とシルバーの負担は発生しない。	令和5年10月
B区	① 事務費を段階的に引き上げ。 令和5年度は3%（うち1%は特定費用準備資金積み立て）、令和8年度は2%、令和11年度は2%、令和14年度は3%引き上げ予定。 ② 「新しい契約方式」への切り替え時期未定。	令和5年10月
C区	① 経過措置第1期のセンター負担分の20%を契約金額に上乗せ。 ② 令和7年4月から契約方法を「新しい契約方式」に切り替え。消費税負担は、すべて発注者の負担となり、会員とシルバーの負担は発生しない。	令和5年4月
D区	① 事務費を引き上げ。 ② 特定費用準備資金に積み立てて対応。 ③ 「新しい契約方式」への切り替え時期未定。	令和5年4月

5 今後の方針等

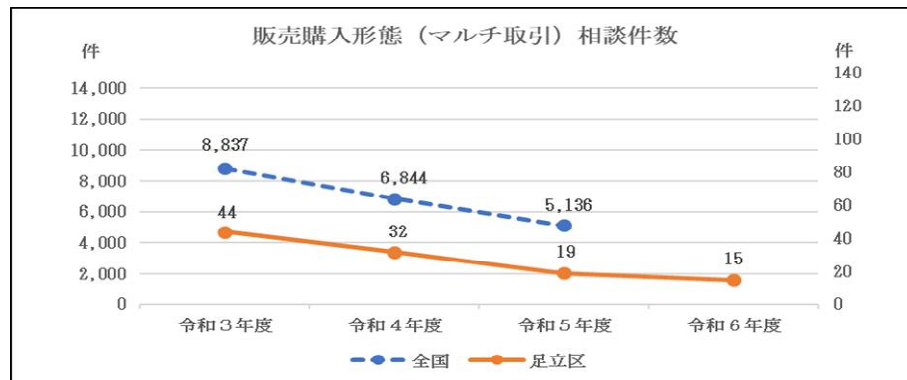
- (1) 仕入れ税額控除ができなくなる「新しい契約方式」を導入した場合、発注者側が消費税を負担することとなり、そのことをもってシルバー人材センター会員への発注を控える恐れがあるなど、影響が大きくなる可能性がある。そのため、導入自治体の影響等の把握を行いつつ、切り替えについて検討を行っていく。
- (2) シルバー人材センターのみ消費税分の補填を行うことは、区内企業や他の団体との公平性を欠くことになることから、行わない。
- (3) 今後も引き続き、他自治体の支援策を研究するとともに国や都の動向を注視しながら、区として対応可能な支援策を検討していく。

件名	5 受理番号 4 6 消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を求める意見書を政府等に提出することを求めることに関する陳情														
所管部課名	産業経済部 産業政策課														
陳情の要旨	消費者被害を防止、救済し、消費者の安心安全な生活を確保するため、特定商取引法における訪問販売・電話勧誘販売、通信販売、連鎖販売取引の抜本的改正を行うよう、政府等に意見書提出を求める。														
陳情者等	請願文書表のとおり														
内容及び経過	1 特定商取引法について 特定商取引法とは、事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守ることを目的とする法律である。 具体的には、「訪問販売・電話勧誘販売」「通信販売」「連鎖販売取引（いわゆるマルチ取引）」等の消費者トラブルを生じやすい取引類型を対象に、事業者が守るべきルールとクーリング・オフ等の消費者を守るルール等を定めている。														
	2 陳情に関わる消費生活相談の状況 全国：独立行政法人国民生活センター「2023年度全国の消費生活相談の状況－P I O－N E Tより－」引用。なお、令和6年度の全国数値は8月公表予定。														
	(1) 年度別総件数														
	千件 1,000 800 600 400 200 0 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 —●— 全国 —●— 足立区 件 10,000 8,000 6,000 4,000 2,000 0 <table><thead><tr><th>年度</th><th>全国 (千件)</th><th>足立区 (件)</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和3年度</td><td>848,009</td><td>5,386</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>899,153</td><td>5,615</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>890,322</td><td>5,338</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td></td><td>5,529</td></tr></tbody></table>	年度	全国 (千件)	足立区 (件)	令和3年度	848,009	5,386	令和4年度	899,153	5,615	令和5年度	890,322	5,338	令和6年度	
年度	全国 (千件)	足立区 (件)													
令和3年度	848,009	5,386													
令和4年度	899,153	5,615													
令和5年度	890,322	5,338													
令和6年度		5,529													
(2) 陳情に関わる特定商取引に関連する相談状況															
ア 訪問販売・電話勧誘販売															
千件 140 120 100 80 60 40 20 0 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 —●— 全国 —●— 足立区 件 1,400 1,200 1,000 800 600 400 200 0 <table><thead><tr><th>年度</th><th>全国 (千件)</th><th>足立区 (件)</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和3年度</td><td>123,866</td><td>698</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>113,520</td><td>688</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>124,775</td><td>760</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td></td><td>869</td></tr></tbody></table>	年度	全国 (千件)	足立区 (件)	令和3年度	123,866	698	令和4年度	113,520	688	令和5年度	124,775	760	令和6年度		869
年度	全国 (千件)	足立区 (件)													
令和3年度	123,866	698													
令和4年度	113,520	688													
令和5年度	124,775	760													
令和6年度		869													

イ 通信販売



ウ マルチ取引（※）



※ 商品・サービスを契約して、次は自分が買い手を探し、買い手が増えるごとにマージンが入る取引形態。

3 陳情に関わる消費者トラブル事例（消費者センターに寄せられた相談）

（1）訪問販売・電話勧誘販売について

ア 事業者から電話があり、分電盤の点検に行くと言われ了承したところ、点検後に修理が必要と言われたため、断りきれずにその場で工事の契約してしまったが解約したい。

イ 「何でも買い取ります」という電話がかかってきたので事業者の来訪を承諾したら、売るつもりがなかった指輪を少額で強引に買い取られてしまった。

（2）通信販売について

ア SNSの広告を見て注文した化粧品が定期購入になっていて、届いた2回目の商品を返品しようと思ったが、4回受け取らないとやめられないと言われた。

イ インターネット通販でダイエット食品を買ったが、高価なためクーリング・オフしたいと申請したら、適用対象外と拒否された。

（3）連鎖販売取引（いわゆるマルチ取引）について

ア 友人によい儲け話があると誘われ、FXの自動売買ツールを契約したが、その後行ったセミナーで、人を誘うと報酬が得られると言われた。当初の説明とも異なり儲けもなく、解約返金希望。

	4 消費者センターにおける相談対応や啓発 (1) 寄せられた相談への助言や事業者とのあっせん等 (2) 消費者被害の多い事例への注意喚起のため、啓発紙等による周知 (3) 「訪問販売お断りステッカー」の作成・配布 (4) 大学生、高校生等への若者向け相談事例集やリーフレットの配付 (5) 地域・団体等への講師派遣（消費者教室） 5 陳情に関わる平成28年以降の特定商取引法の改正 （令和3年通常国会で成立した主なもの） (1) 通信販売の「詐欺的な定期購入商法」対策 - ア 定期購入ではないと誤認させる表示等に対する直罰化 - イ 上記の表示によって申込みをした場合に申込みの取消しを認める制度の創設 - ウ 通信販売の契約解除の妨害に当たる行為の禁止 (2) 送り付け商法対策 - ア 売買契約に基づかないで送付された商品について、送付した事業者が返還請求できない規定の整備等（改正前は消費者が14日間保管後、処分等が可能 → 改正後は直ちに処分等が可能に）
--	---